

環境省
令和6年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業
(個社支援) 公募要領

1. 背景

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」¹においては、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を実現することが示されている。

そのためには、企業が個別の製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）²の算定を行い、消費者に伝える取組を推進することが必要となる。

環境省では、そのような取組を加速するため、CFPのモデル事業を実施するとともに、具体的な手引きとしてカーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）、（別冊）CFP実践ガイド³（以下「CFP実践ガイド」）を経済産業省との連名で発表している。

本事業においては、CFP実践ガイドを参照しながら、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、CFPの算定・表示を通じた排出削減の取組とビジネス成長を両立させる、先進的なロールモデルとなる企業の創出を目指す。

本事業への参加を希望する企業を以下のとおり公募する。

なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けたボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「BCG」）が事務局となって実施する。

2. 本事業の内容

(1) 対象製品・サービス

消費者の行動変容に直接かかわることが可能な製品またはサービスを対象とする。

(2) 対象企業

本事業では応募企業の業態に応じ、以下の2つのパターンからの参加を募集する。

- 製品メーカーまたはサービス業企業が単独で参加
- 製品メーカーまたはサービス業企業とパートナー企業（取引先を想定）が共同で参加
 - 算定対象となる製品・サービスを製造・提供する企業が参加
 - 例：家具ブランドとOEMメーカー、旅行会社とホテル

※ 申請者は製品メーカーまたはサービス業企業とする。

¹ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso>

² カーボンフットプリント(CFP)・・・商品やサービスが作られてから捨てられるまでのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガスの排出量の合計をCO2量に換算して表示し、「見える化」する仕組みのこと。

³ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/CFP_jissen_guide.pdf

(3) 実施内容

参加企業は、事務局の支援を受けながら、①対象製品・サービスのCFPの算定、②削減目標・削減対策の検討、③消費者への表示の検討・実施、に主体的に取り組むことが求められる。

- 取組①：自社の製品・サービスから CFP 算定対象を決定し、CFP の算定を実施する。
 - 原材料調達から廃棄・リサイクルまでの全てのプロセスを分解し、各プロセスの「活動量」と「排出係数」を用いて温室効果ガス (GHG) 排出量を計算する。その後、各プロセスの GHG 排出量を合計し、CFP を算定する。
 - なお、CFP の算定方法としては、CFP 実践ガイドに則り「他社製品との比較を想定しない、自社ルールによる算定」を実施する。
- 取組②：CFP を算定した製品・サービスについて、排出削減目標と削減対策を検討する。
 - 排出削減目標は、可能な限り野心的なもの（例：カーボンニュートラル）を目指す。
 - 算定を通じて明確になった排出量が多いプロセスに係る対策を特に検討する。
- 取組③：算定した CFP や、削減目標・削減対策を消費者に伝えるための表示等に係る方策を検討し、実施する。
 - 参加企業の希望に応じて、マーケティングやブランディングでの活用についても対象とする。
 - 表示は CFP 値そのもの、削減量や削減率、等級表示等を想定する。GHG 以外の環境影響評価を共に表示しても差支えない。

上記①～③の取組それぞれにおいて、事務局は取組方法の解説や、検討の進め方・内容等に関する悩みに対するアドバイスの実施、経営陣との議論を通じた方向性の明確化等、参加企業のニーズに応じて支援する。（ただし、取組の主体は参加企業自身とする。）

※モデル事業に取り組む上での留意事項

参加企業においては、主体的な取組を実施するための体制を構築するとともに、CFP の取組に対するロールモデルを創出するという本事業の趣旨に照らし、環境省/政府の発信に対して積極的な協力が求められる。

①円滑な事業推進に向けて

- 主体的取組に向けた事業推進体制の構築をする
 - 実務責任者を明確化する
 - 関連部署などの協力体制を確保する
 - ◇ 製品・サービスに係る幅広いプロセスの把握が必要となるため、関連部署のヒアリング・データの協力体制が必要である
- 経営層のコミットメントを担保する

- 上記のような部門を横断する取組を円滑に推進するため、経営層のコミットメントが必要である

②ロールモデルの創出に向けて

- 環境省/政府が事業に関して発信・発表することに対し、積極的に協力する
 - CFP ガイドライン等における取組を記載する
 - 合同報告会【非公開】：モデル事業参加企業のみが集まり、成果を共有する
 - 脱炭素経営フォーラム（仮称）【公開】：モデル事業の取組等を発表する
- 本事業への取組やその成果を積極的に対外発信・発表する

(4) 本事業が想定するCFPの算定

CFPの重要性は認識されつつあるものの、CFPの算定等を行う難易度・業務負担が課題となり、取組を躊躇する企業も少なくないのが現状である。本事業では、CFPの取組を社会全体に普及させるため、前述のCFPガイドライン及びCFP実践ガイドを参考に、以下のとおりCFPの算定を実施する。

- 他社製品との比較を前提としない比較的簡易な算定をする
 - 算定ルールは、自社製品向けのルールを策定する
 - 排出係数は2次データベースの利用を基本とする

(5) 実施及び支援スケジュール

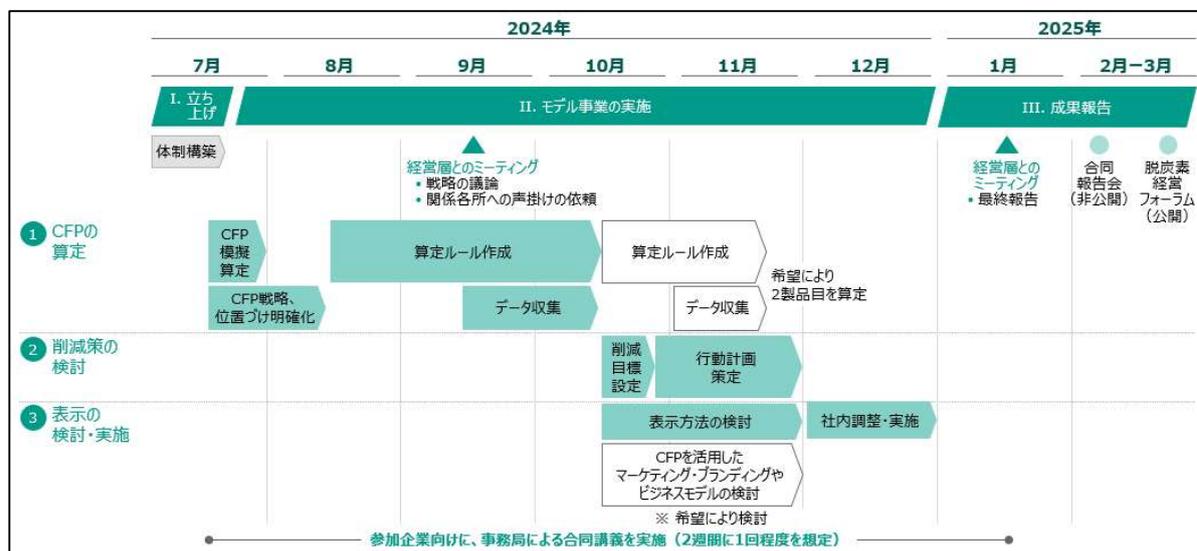
- 7月以降速やかに事業を開始し、令和7年2月頃まで実施予定。
- 2週間に1回程度、参加企業向けの合同講義（解説セッション）を設けるため、参加企業には予め以下の日程の確保をお願いしたい（会場は東京都日本橋付近又はオンラインの予定）。なお、実際の進め方は、参加企業の検討状況等に応じて変更があり得る。

【合同講義（解説セッション）のスケジュール】

日付	時間	場所	日付	時間	場所
① 7/16 (火)	13:00 - 14:30	東京日本橋 or オンライン	⑦ 10/7 (月)	13:00 - 14:30	東京日本橋 or オンライン
② 7/29 (月)	13:00 - 14:30		⑧ 10/21 (月)	13:00 - 14:30	
③ 8/5 (月)	13:00 - 14:30		⑨ 11/5 (火)	13:00 - 14:30	
④ 8/26 (月)	13:00 - 14:30		⑩ 11/18 (月)	13:00 - 14:30	
⑤ 9/9 (月)	13:00 - 14:30		⑪ 12/2 (月)	13:00 - 14:30	
⑥ 9/24 (火)	13:00 - 14:30				

- また、経営層にも出席をお願いしたいミーティングを、企業毎に2回程度実施する予定。
(9月頃及び2月頃)

【モデル事業の実施スケジュールのイメージ】



(6) 成果物

参加企業は、以下に取り組んだ結果を、令和7年2月末までに環境省 地球環境局地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室に報告することとする。（結果に係る公表は前提としていないものの、秘匿性に配慮した上でのCFP実践ガイドへの掲載や環境省/政府からの発信に協力をお願いしたい。）

- ① 対象製品・サービスのCFP（カーボンフットプリント）
 - ✓ CFPの数値
 - ✓ CFPを算定した表計算シート
 - ✓ 算定手順書
 - ✓ CFP算定報告書
- ② 上記製品・サービスの排出削減目標/削減対策
- ③ CFPに関する消費者への表示方法やビジネスでの活用方策

3. 本事業への参加方法

(1) 募集期間

令和6年6月3日（月）～同年6月28日（金）15時必着

(2) 応募手続

申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出すること。

提出された申請書は、本モデル事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討以外の目的には使用しない。なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について

問い合わせの連絡をさせて頂く場合がある。

【申請書提出先】

E-mail : MOEcfp@bcg.com

(3) 参加企業の採択基準

製品・サービスのCFPの算定・表示・活用に取り組むモデル企業を創出するという趣旨に鑑み、以下の採択基準によって参加企業を選定する。

なお、今年度は4社程度を採択予定である（バランスを考慮しつつ、サービス業及び中小企業は積極的に採択予定）。

● **必須要件**

- CFP算定に取り組む製品・サービスが決まっている
- 経営層の関与を含め、モデル事業遂行に必要なリソースを確保している
- 本モデル事業での取組内容についての環境省/政府からの発信に協力できる

● **加点要件**

- CFP算定結果の表示の予定がある、又は表示に向けた具体的な検討が可能である（製品への表示やHPへの掲載、イベントでの発表等）
- 自社戦略におけるCFPの位置づけが明確である
- 国民の利用頻度が高い等、対象とする製品・サービスの社会的インパクトが大きく、消費者の行動変容への影響力がある

4. その他、免責事項等

- ① 本事業は、BCG及び提携先が実施する。申請書を提出した企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援内容の検討のため、環境省のほかBCGにも、事業の実効性向上の観点から、申請書に係る情報が共有されることに同意すること。
- ② 本事業に関する参加企業の活動にかかる費用は、原則として参加企業が負担すること。ただし、CFPの算定に必要な数値取得のためのデータベース（IDEA Ver.3.1（公共事業用ライセンス）等）の必要最低限の利用については、本事業の支援の一環として負担なく利用することができる。
- ③ 本事業に参加する企業は、環境省WEBサイト等において支援事業の参加企業として公表する。また、不採択となった企業は公表しない。
- ④ モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びBCGに属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- ⑤ 参加企業が作成する資料の著作権については、参加企業に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）<http://www.env.go.jp/mail.html>

- ⑥ 本事業において、環境省及びBCGに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、BCG及び提携先が使用することに同意すること。
- ⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、支援を中止する場合がある。
- ⑧ 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとす。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。
- ⑨ 参加企業は、環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

5. お問い合わせ先

ボストン コンサルティング グループ合同会社 (E-mail : MOEcfp@bcg.com)

個人情報のお取り扱いについて

モデル事業の応募申請書に記載されるご本人様の情報は、「個人情報」に該当しますので、ボストン コンサルティング グループ合同会社（以下「当社」といいます。）が、個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご応募くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」（当資料）に従って対応いたします。
2. ご連絡いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - ① 「令和6年度 製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業」に関するご連絡。
3. ご連絡いただいた個人情報の利用について
 - ① 2. に示す利用目的の範囲を超えて、ご担当者様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - ② 2. に示す目的に限り、ご担当者様の個人情報を本事業の委託元である環境省及び提携先に提供いたします。
 - ③ 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口・管理者】

ボストンコンサルティンググループ合同会社 近藤・小川

近藤：03-6387-2452/kondo.yukiko@bcg.com

小川：03-6387-2724/ogawa.takuya@bcg.com

当社の「プライバシーポリシー」をご覧になりたい方は

<https://www.bcg.com/ja-jp/about/privacy-policy>（英語版）をご覧ください。